

●みんなの商品にロゴマークを付けて“オール佐用”で売り出そう！

# 「佐用風土」使用希望者を募集

- 「佐用風土」は、佐用町の農林水産業者や加工業者がまごころを込めてつくった特產品を応援するためのロゴマークです。
- ロゴマークがついた特產品を町内外にアピールすることで、佐用町の特產品のレベルアップと佐用町のイメージアップにつなげていきます。
- このマークを使用し、佐用町の魅力発信を一緒に行っていく方々を募集しています。  
※使用料は無料



## 【「佐用風土」使える人】

ア 農林水産業者・  
食品加工業者

イ 販売業者

ウ 旅館・民宿業・  
飲食提供業者

エ 「佐用風土」サポーター  
(事業者)

## 「佐用風土」のコンセプト

佐用町には、清流・千種川や寒暖の差から生まれる深い朝霧、満天にきらめく美しい星、ひまわりを育む太陽、先人が築き上げた棚田など豊かな自然や四季折々の恵みがあり、それらを「風土」の文字に込めています。

地名や歴史などには「月・太陽」「陰・陽」のように対極を示すものが多くあり、「佐用の風土」を作っています。また、佐用の文字の読み替えとして「作用」があり、相対する様々な要素を掛け合わせ、魅力的な化学反応を起こしてほしいとの思いを込めています。

風土は「Food」でもあります。この佐用の風土から「Food」を産みだしていきます。食を中心とする特產品のイメージも想起できるように、「佐用風土」に Food を併記し、スローガンやコンセプトとして表現していきます。

## ■「佐用風土」の定義と対象品目

「佐用風土」とは、以下に示す一次産品あるいは二次産品とし、ロゴマークは、その特産品の容器や包装紙、宣伝媒体等で使用することができます。

区分	対象とする产品	品目例
一次産品	佐用町域で栽培される農産物	野菜、米、お茶類など
	佐用町域で生産される畜産物	牛、豚、鶏など
	佐用町域で生産される林産物	しいたけなど
	佐用町域の内水面で生産・採取された水産物	淡水魚など
二次産品	佐用町内の事業者が製造（製造委託も可）し、販売する食品加工品など	総菜、菓子類、酒類など

## ■ロゴマークの表示条件と方法

使用できる人	表示条件と方法
ア 農林水産業者・ 食品加工業者	・該当商品を収容する容器又は包装紙への表示 ・該当商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載 ・「佐用風土」の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
イ 販売業者	・該当商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
ウ 旅館・民宿業・ 飲食提供業者	・該当商品を使用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
エ 「佐用風土」 サポーター	・「佐用風土」を積極的に普及、啓発を行う事業者（上記ア、イ、ウの区分で申請したものを除く）によるポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載

※上記のア、イ、ウの事業者については所在地が町内にある（本社、支社含む）ことを条件とします。

## ■ロゴマークの使用期間・料金

○使用期間：使用登録書の提出日から2年が経過した後の年度末まで。自動更新あり。

○使用料：無料

ロゴマーク使用管理要領は、町か下記の各事業者組織にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

## ■使用登録手続き

1 「佐用風土」ロゴマーク使用管理要領を入手し、以下の書類を提出してください  
○「佐用風土」ロゴマーク使用登録書

### 2 提出先・問い合わせ先

佐用町農林振興課 農林水産振興室 「佐用風土」担当  
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地1 第二庁舎 1階  
TEL : 0790-82-0667 FAX : 0790-82-0017